

神崎市歴史まちづくり遺産登録制度要綱

平成25年8月6日

要綱 第 22 号

(目的)

第1条 この要綱は、神埼の誇りと、魅力である歴史文化や自然・景観・産業・人物並びにそれらを活かした活動を歴史文化遺産と認識し、その遺産を地域住民が主体的に保全と活用を図り、神崎市歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進するため、市内に所在する歴史文化遺産のうち、市民らが誇りと愛着を持ち続けまちづくりに資する遺産を「神崎市歴史まちづくり遺産」として登録し活用するための基本的な事項を定めることを目的とする。

(適用対象)

第2条 この要綱を適用する市の歴史文化遺産とは次の各号に定めるものとする。

(1) 歴史文化遺産

地域に伝統的に伝えられ、地域住民により継続的に継承される生活に密着した地域文化や遺産で、地域にとって誇りと愛着のあるもの(別表 適用事例)

(2) 自然・景観資源

周囲の環境と一体となった景観を形成する地域又はその環境に見られる動物、植物や地質鉱物や歴史文化遺産や地域景観を望む眺望地など、地域にとって価値があり、さらに誇りと愛着のあるもの(別表 適用事例)

(3) 地域文化復興・創造

地域で伝統的に行われていたが現在は失われている祭や行事、さらには生活文化や産業関係の諸職やその技術を復興し又は新たな地域の行事や活動として創造した地域文化活動

(4) 地域活動

地域に所在する神崎市歴史まちづくり遺産を活かした保全と活用を目的とした活動並びに遺産を活かし地域住民の誇りと愛着を醸成し、神崎市歴史文化遺産を活かしたまちづくりに寄与する活動

2 次の各号に掲げるものは、この要綱の適用対象外とする。

(1) 文化財保護法の規定により国・県・市の文化財指定並びに登録を受けたもの。

(2) 著しく本来の形状又は構造並びに目的を失い又は変更されたもの。

(3) 営利目的、個人の益に帰することを目的としたもの。

(4) その目的が、宗教活動を主とすることを目的としたもの。

(神崎市歴史まちづくり遺産審議委員会)

第3条 市長は、神崎市歴史まちづくり遺産の登録等の推進のため、市民、関係団体及び市の協働組織として神崎市歴史まちづくり遺産審議委員会(以下、「審議委員会」と言う。)を置くものとする。

2 審議委員会の審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 歴史まちづくり遺産並びに活動団体の登録認定及び解除に関すること。
- (2) 歴史まちづくり遺産の重要な現状変更等に関すること。
- (3) その他、歴史まちづくり遺産の保存活用と育成に関すること。

(登録認定の基準)

第4条 市長は、神埼市の歴史文化遺産の内、市民がその存在と価値を共有することができ、神埼の歴史まちづくりのために市民が一体となり保全と活用を図ることができるものを神埼市歴史まちづくり遺産に登録する

2 この基準の詳細については、審議委員会の意見を聞いて定める。

(登録)

第5条 市長は、これからの神埼のまちづくりにとって重要な要素となる遺産・資源並びに活動について、所有者・管理者・地域の連携と協働のもと、審議委員会の意見を聞いて神埼市歴史まちづくり遺産（以下「歴史まちづくり遺産」という。）に登録することができる。

2 市長は、歴史まちづくり遺産に登録しようとするときは、当該神埼歴史文化遺産の所有者及び権原に基づく占有者又は地区若しくは保持者又は保持団体又は地区の同意を得るものとする。ただし、当該神埼歴史遺産の性質上同意を得ることができない場合又は所有者等が判明しない場合は、この限りではない。

3 市長は、所有者又は管理者等から歴史まちづくり遺産登録申請書（様式第1号）により登録認定の申請又は推薦があったときは、当該遺産の登録認定に対し審議委員会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、歴史まちづくり遺産登録したときは、台帳に登録し、公表しなければならない。

(通知)

第6条 市長は、前条の規定により歴史まちづくり遺産として登録したときは、歴史まちづくり遺産の所有者にこれを通知しなければならない。

(登録認定証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により登録を行ったときは当該申請を行った所有者又は管理者等に、歴史まちづくり遺産登録証（様式第3号）を交付するものとする。

(遺産の管理)

第8条 登録認定を受けた歴史まちづくり遺産の所有者並びに歴史まちづくり遺産の所在する地区は、当該歴史まちづくり遺産の価値を尊重し、適切に管理し、保存・活用に努めなければならない。

(遺産の滅失又はき損等の届出)

第9条 歴史まちづくり遺産の所有者又は管理者は、歴史まちづくり遺産の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗難にあったときは、歴

史まちづくり遺産滅失・き損届出書（様式第4号）を、その事実を知った日から12日以内に届けなければならない。

（現状変更の届出）

第10条 歴史まちづくり遺産の現状を変更しようとする場合は、現状変更等届出書（様式第5号）を当該行為がなされる30日前までに市長に届け出なければならない。ただし、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存・活用に及ぼす影響が軽微な場合はこの限りでない。

（助言）

第11条 市長は、前条の規定により現状変更行為の届出があった場合において、歴史まちづくり遺産の保存と活用のため特に必要と認めるときは、審議委員会の意見を聞いて当該届出をした者に対して助言並びに指導することができる。

（登録認定の取消し）

第12条 市長は、歴史まちづくり遺産がその価値を失ったとき、その他登録を解除する合理的な事由があるときは、審議委員会の意見を聞いて登録を解除することができる。

2 市長は、歴史まちづくり遺産登録を解除したときは、歴史まちづくり遺産の所有者に対し、歴史まちづくり遺産登録解除通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（神崎市歴史まちづくり遺産の名称の変更）

第13条 歴史まちづくり遺産の名称・所在地等の変更を行う場合は、当該歴史まちづくり遺産の所有者又は管理者は、事前に歴史まちづくり遺産名称（所在地）変更届（様式第7号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（神崎歴史まちづくり遺産の所有者・管理者等の変更）

第14条 歴史まちづくり遺産の所有者等の変更があったときは、当該歴史まちづくり遺産の所有者は、歴史まちづくり遺産所有者・管理者等変更届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

（所有者・管理者等の変更に伴う権利義務の継承）

第15条 歴史まちづくり遺産の所有者・管理者が変更したときは、新所有者・管理者は、当該歴史まちづくり遺産に関し、この要綱に基づく旧所有者・管理者の権利義務を継承するものとする。

（地域活動団体の登録）

第16条 市長は、地域に所在する歴史まちづくり遺産を活かした活動を行う団体（以下「歴史まちづくり活動団体」という。）のまちづくりに果たす重要性を認識し、その育成を図り、連携及び協力を進め歴史まちづくりの定着と推進を進めるものとする。

2 市長は、歴史まちづくりの活動を進める団体が、当該団体の活動対象地に所在する歴史まちづくり遺産を活用したまちづくり活動提案を添えた歴史まちづくり活動団体登録申請書（様式第9号）による申請があったときは、神崎市歴史まちづくり活動団体（以下「歴史まちづくり活動団体」という。）として登録認定することができる。

3 市長は、歴史まちづくり活動団体から登録認定の申請又は推薦があったときは、当該活動団体の登録認定に対し審議委員会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、歴史まちづくり活動団体に登録認定を行ったときは当該申請を行った団体等に神崎市歴史まちづくり活動団体認定証（様式第 10 号）を交付するものとする。

（支援及び助成）

第 17 条 市長は、歴史まちづくり遺産の所有者及び管理者に対して、その維持管理又は活用に必要と認めるときは、審議委員会の意見を聞いて人的支援、技術的支援並びに助成その他の措置を講ずることができる。

2 市長は、歴史まちづくり活動団体に対して、その活動のために必要があると認めるときは、審議委員会の意見を聞いて人的支援、技術的支援並びに助成その他の措置を講ずることができる。

（表彰）

第 18 条 市長は、歴史まちづくり遺産の所有者及び管理者又は歴史まちづくり活動団体の活動が、神崎市の歴史文化遺産を活かしたまちづくりにとって、著しく貢献する活動と認められる者又は団体を表彰することができる。

（委任）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 6 日から施行する。

(別表 参考事例)

第2条にかかる歴史文化遺産の適用事例

(1) 歴史文化遺産

地域に伝統的に伝えられ、地域住民により継続的に継承される生活に密着した地域文化や遺産で、地域にとって誇りと愛着のあるもの

- ・地蔵や恵比寿などの石造物、祭や年中行事、風俗習慣など
- ・並びにその行為に用いられた諸道具や衣装・技術などの民俗遺産、
- ・家屋、店舗などの建造物など
- ・生産活動や諸職及びその行為に用いられた諸道具などや技術など
- ・治水・利水に係る施設等や規範・習わし
- ・地域の生活文化や歴史を伝える古文書、古記録など

(2) 自然・景観資源

周囲の環境と一体となった景観を形成する地域又はその環境に見られる動物、植物や地質鉱物や歴史文化遺産や地域景観を望む眺望地など、地域にとって価値があり、さらに誇りと愛着のあるもの

- ・堀、河川、池沼、水路、森林、里山、鎮守の森、水源、湧水など
- ・動植物やその生息地並びに生息環境
- ・地域の成り立ちや環境を表す地形や地質鉱物など
- ・地域の特徴を表現する歴史的・文化的並びに自然的景観

(3) 地域文化復興・創造

地域で伝統的に行われていたが現在は失われている祭や行事、さらには生活文化や産業関係の諸職やその技術を復興し又は新たな地域の行事や活動として創造した地域文化活動

- ・元地域で傳承されていたが、今は行われていない祭や行事の復活・復元
- ・地域の特徴や伝統を物語る諸職やそれに使われた技術などの復元・復興
- ・現存しないが、地域に伝わる傳承や昔話を題材とした祭りや演劇など。
- ・地域の歴史や自然的特性等を活かした、新たな地域行事等の創造

(4) 地域活動

地域に所在する神崎市歴史まちづくり遺産を活かした保全と活用を目的とした活動並びに遺産を活かし地域住民の誇りと愛着を醸成し、神崎市歴史文化遺産を活かしたまちづくりに寄与する活動

- ・所有者、管理者並びに地域住民が構成員となる組織団体による登録遺産を活かした地域活動。
- ・地域の誇りと魅力を高め、歴史文化遺産を活かしたまちづくりの一翼を担う活動。
- ・一般市民など、地域活動の目的や趣旨に賛同し、当該地域外の市民等が参加することのできる活動